

## 剰余金処分計算書

(単位：円)

| 項 目         | 金 額                |
|-------------|--------------------|
| I 当期末処分剰余金  | <u>562,223,112</u> |
| II 剰余金処分額   |                    |
| 1. 法定準備金    | 200,000,000        |
| 2. 出資配当金    | 21,683,761         |
| 3. 任意積立金    |                    |
| (1) 施設積立金   | 172,000,000        |
| (2) 社会貢献基金  | 12,635,447         |
| (3) 環境対策積立金 | <u>9,472,663</u>   |
|             | <u>415,791,871</u> |
| III 次期繰越剰余金 | <u>146,431,241</u> |

## 1. 法定準備金

将来の経営安定のため、出資金総額の2分の1の金額まで当期剰余金の10分の1以上を積み立てることが、生協法第51条の4および定款で定められています。2018年3月20日現在の出資総額は約74億55万円で、その2分の1は約37億27万円となります。今期2億円を積み増し、累計で約20億6722万円とします。

## 2. 出資配当金

出資配当金は、2018年3月20日現在組合員で総代会の開催日まで在籍する方を対象にします。出資配当率は0.3%とします。なお、出資配当金からは20.42%の源泉税が控除されます。

## 3. 任意積立金

## (1) 施設積立金

施設の開設、閉鎖、増改築等に備える積立金として積み立てます。累計で約4.8億円とします。

## (2) 社会貢献基金

社会貢献基金の内、今年度発生した費用、1263万円と同額を積み立てます。累計で2000万円とします。

## (3) 環境対策積立金

環境負荷軽減施策等に関わる費用に対応する積立金として積み立てます。累計で2000万円とします。

## 4. 次期繰越剰余金

生協法第51条の4で定めている教育事業繰越金は、当期剰余金の5%以上を次期繰越剰余金に含めて繰り越します。今期の教育事業繰越金は2000万円とします。

※出資配当金の計算は、年間平均出資額×出資配当率で計算します。出資配当金の具体的な支払い方法は、出資金振替で実施します。

※出資配当への源泉税には、復興特別所得税0.42%が含まれています。